

【主な質疑項目】

1．コメについて

(1) 米価下落の状況

(2) 過剰米対策

2．TPP について

(1) 「包括的経済連携に関する基本方針」の解釈

(2) 日豪 EPA の検討状況

(3) これまで進めてきた EPA・FTA・WTO 戦略と TPP 交渉の関係

(4) TPP 交渉における非関税障壁の扱い

3．黒糖の表示問題について

山田俊男君

山田俊男です。

鹿野大臣におかれましては、それこそ菅総理の突然の思い付き、突然の所信表明におきます TPP への参加検討、これが出されてから二か月間、大変な困難、苦労の中での日々だったんじゃないかと同情をしているところであります。

ところで、この問題は簡単に決着するわけじゃなくて、五年掛かるかもしれぬ。それから十年掛かるかもしれぬ。この間、政権が替わろうが、それからさらには内閣が替わろうがずっと続くという、それほど大変なことなんだろうというふうに思います。ましてや、外交上の問題としていったん打ち出したからには、そのことをみんな引き受けていかなきゃいかぬ、我が国が。それほどこれは大変なことをこの二か月の間にあったということだというふうに思います。

ところで、大事なことは、そう考えますと、もう早いうちに、参加を決めていないという話で先ほど大臣答弁されているわけですから、参加についてはもう即時撤回ということをやられた方が我が国のためにもいいと。即時撤回して、その間、それこそ多層的に、かつ国民いっぱい議論をちゃんと踏まえようじゃないですか。是非そういう形で進めてもらいたいというふうに思います。もちろん、農業改革といいますか、これはもう着実に進めていかなきゃいかぬわけですから、これはこれでちゃんとやっていこうじゃないですか。是非そういう観点で今日は質問をさせていただきます。

最初に、大臣、最近の米の販売価格はどういう状況になっているのか。それはモデル事業で、米所得補償モデル事業を実施したわけですが、その際の実売基準

価格として見込んでいたものに比べてどの程度の水準になっているんですか、お聞きします。

国務大臣（鹿野道彦君）

二十二年度産米の九月分の相対取引価格については、六十キロ当たり一万三千四十円でございます。

標準的な販売価格は六十キロ当たり一万一千九百七十八円が、基となる相対取引価格の十八年度産から二十年度産の三年平均で六十キロ当たり一万四千八百三十八円、そして今申し上げた九月の相対取引価格が一万三千四十円、比較した場合は約、その標準的な販売価格というのは千八百円と、比較した場合はそういうことになるわけでございます。そういうことです。

山田俊男君

このままもしも下がっていくと、千八百円を超えて下がるということになりますと、本当に財源は大丈夫なのか。だって、当初、千二百円ぐらいの見込みで財源が準備されていたのかというふうに聞いていますし、さらには対象数量がそこまで行かなくて少し減りますから、その分の予算措置が、財源があるのかもしれないというふうに思いますが、それにしても千八百円低下しているというのは大変大きな話なので。

こうなりますと、大臣、この前私が、十月二十一日の日、大臣と当委員会におきまして質疑させてもらって、そして集荷円滑化対策等の基金も活用しながら対策を具体的に検討する、言うなれば、主食用以外の米の仕向け等の対策について検討するというふうにおっしゃっておられたわけですが、この点についてどんなふうな検討状況ですか、お聞きします。

国務大臣（鹿野道彦君）

過剰米の対策基金三百二十億円につきましては、社団法人の米穀安定供給確保支援機構及び農業者団体を始めとするところの関係者の意見、要望を聞きながら検討いたしているところでございまして、先般、全国農業協同組合中央会、全中さんから、本基金を活用して生産者の自らの過剰米処理の取組を認めるよう、この要望もございました。十一月の四日でございますけれども、全中からの農林省に対する要望でございます。本基金を活用した対策につきましては、現在ＪＡグループが中心となって検討中と、このように聞いているところでございますけれども、この基金は生産者の拠出金によって造成されたものでありまして、対策の具体化に当たりましては、本基金を保有する米穀機構を中心として、ＪＡグループ以外の拠出者も含めて検討されることが重要なことだと、こういうふうに思っ

ております。

このために、農林水産省といたしましては、このような関係者の議論を踏まえて、この基金の取扱いにつきましてどうするかを検討してまいりたいと思っております。

山田俊男君

分かりました。大臣が具体化に向けて検討されているという状況が分かりましたんで、これは是非着実に進めていただきたいというふうに思います。

同時に、棚上げ備蓄につきまして考え方を出されているわけで、その点について、前倒しして棚上げ備蓄を実施するという方法もあるわけではありますが、その点についても大臣は、作柄の動向を見ながら検討するよということだったと当時聞いておりますが、その点についての検討状況はいかがですか。

国務大臣（鹿野道彦君）

棚上げ備蓄の前倒しの件でございますか。

山田俊男君

はい。

国務大臣（鹿野道彦君）

これにつきましては、山田先生からも、また予算委員会でも諸先生方から御指摘がございまして、何とか二十二年度中に前倒し、やれないかと、こういうふうなことでございました。

恐縮でございますけれども、そのような御提言に対しましては、私もいろいろと申し上げてきたところでございますけれども、基本的には、もう二十二年度の予算が執行されておりますので、この前倒しというものはなかなか困難な状況にあるなど、こんなふうに思っておるところでございます。

山田俊男君

大臣、よくこれから考えていただきまして、そして着実な農政改革を推進していくという立場からも、この過剰な需給状況にあって在庫に苦しんでいるということは、生産者だけじゃなくて、管理する農林水産省にとりましても大事なことでありますから、これはよくよく検討の上進めてもらいたいと思います。

それでは、次に移りますが、TPP 対策についてであります。

お手元にも包括的経済連携に関する基本方針、出させてもらいました。私は、どうもこの見出しの付け方からして矛盾しているんじゃないかというふうに思っ

ているんですよ。だって、めくっていただきまして三という項目があるでしょう。この三という項目については、三ページ目、経済連携交渉と国内対策の一体的実施で、ここで包括的という言葉が消えているんですよ。一体これは、包括的という文言を入れたのと、それと包括的という言葉が消えているのと、これは何か意味があるんですか。内閣官房ですかね、お願いします。

副大臣（平野達男君）

言葉の問題でございますので、ちょっと答弁を読ませていただきます。

今の御質問は、包括的経済連携という言葉と経済連携交渉との相違ということに対する質問だったというふうに御理解いたします。

まず、包括的経済連携でございますけれども、物やサービスの自由化だけではなく、人の移動、投資、政府調達、二国間協力等の貿易以外の分野も含めた幅広い分野における連携を意味するものであるというふうに理解をしております。基本方針におきましては、経済連携協定のみならず、投資、サービス協定や制度調和等EPAの締結に至らない場合も含めまして広く他国・地域との包括的な経済面での連携関係を意味しております。

一方の経済連携交渉でございますけれども、これはあくまでも経済連携協定締結のための交渉でありまして、我が国におきましては、物やサービスの自由化だけではなく、幅広い分野における連携を含む包括的な経済連携協定を意味しております。

山田俊男君

いっぱい質問したいことがありますので、私も早口で、また答弁も簡潔にいただいでいきたいと、こんなふうに思っているんですが。

平野副大臣、これは、二ページ目の二番目は包括的経済連携強化、そして三ページ目に経済連携交渉、そして、かつこの経済連携交渉のところにも高いレベルの経済連携強化に向けて、さらにここは農業分野、人の移動分野及び規制改革分野、これは非関税障壁のことでしょう。だから、分野的に見たって包括的という言葉がここに入らないのはおかしいんですよ。私は、わざわざ入っている入っていないということだけを問題にするんじゃなくて、言うなれば、この基本方針がかくのごとく、まあ言うなれば点検が不十分で雑なもんだというふうに言わざるを得ないということで申し上げているんですよ。いかがですか。

副大臣（平野達男君）

三番目についての、これは読んでいただければ分かりますけれども、経済連携交渉ということのタイトルになってはいますが、あと人の移動とか規制改革等々の

問題もここに入れてございます。これはあくまでも交渉をするに当たっての様々な課題について検討をするということでありまして、この三番目の経済連携交渉というのは、あくまでも締結を目指したということを書いているということで、言葉上の矛盾はないというふうに思っております。

山田俊男君

この問題はここで終わりますが、平野さんらしくない、もうあいまいな苦しい答弁だというふうに言わざるを得ないと思うんです。

それで、この基本方針には、二国間 EPA や FTA を大々的に打ち出すと、こうおっしゃっているわけ。だから、APEC の場でも、もう既に総理は EU ともやりますよ、韓国ともやりますよと、こうおっしゃっているわけですね。二国間で交渉しますよと。当然、二国間でやる場合は、関税の取扱いについても二国間の配慮がなされるわけです。そうでしょう。ところが、TPP については関税撤廃を、すべての関税撤廃を前提にしたものと私は聞いています。また、そのように説明もされています。矛盾しているんじゃないですか、同じ基本方針の中で。

副大臣（平野達男君）

この包括的経済連携に関する基本方針の二の包括的経済連携強化に向けての具体的取組の中に、「政治的・経済的に重要で、我が国に特に大きな利益をもたらす EPA や広域経済連携については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す。」と書いてございます。

今お話の中で二国間交渉の話がございましたけれども、二国間交渉においては、この方針に沿ってまず高いレベルの経済連携を目指しますけれども、繰り返しになりますけれども、センシティブ品目にも配慮をするということでありまして、交渉においては、このセンシティブ品目についての除外というものは、最初から排除されているものではないというふうに理解をしております。

なお、TPP についてどうなるかということにつきましては、原則として十年以内にすべての関税を撤廃という方針があるというふうには聞いておりますけれども、今我が国はこの TPP については交渉参加に入るという前段以前の様々な情報を集めるという段階でございますので、その比較について云々ということについては現段階においては差し控えさせていただきたいというふうに思います。

山田俊男君

それじゃ、ここに読み上げていただいた「センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、」と書いてある。何だか矛盾したようなことを二つ書いてあるような気はしますが。

さて、それじゃ、これは前文ですよ。括弧一の後半に TPP のことについて触れているわけです。さて、そうすると、TPP についても、センシティブ品目について配慮を行いつつという文言は掛かっているというふうに見ていいんですね。

副大臣（平野達男君）

そのように理解されて結構です。

山田俊男君

そうすると、今喧伝されているように、TPP については前提として、協議に参加するといいますか、交渉に参加するということに、すべての関税については、それはもう原則撤廃なんだと、言っていることと矛盾するじゃないですか。それは矛盾しないんですか。

逆に言いますと、TPP においても相当なセンシティブ品目については除外されると、こういうこともあり得る、ないしはそれを想定しているんだということで決められているということで考えていいんですか。

副大臣（平野達男君）

御案内のとおり、日本は TPP 交渉には参加をしておりません。先ほど申し上げましたように、今我々がやろうとしているのは、政府がやろうとしているのは、TPP をめぐる様々な情報、各国がどのように考えているか、それから九か国で今やっている TPP 交渉がどのようなことを目指してやっているのか、そういったことの情報をまず収集すると。

そういったことを集めた上で、最終的には、交渉に参加するか、あるいはしないのかといったことを判断するための材料を集めているということでありまして、TPP に関して何が例外になるか、何がその例外扱いにするかというところの議論まではまだ入っていないということでもあります。

山田俊男君

率直に言うと、そんな判断で大騒ぎをしているのかということをおっしゃるを得ないんですよ。

さて、すべての品目を自由化交渉の対象にするというふうには、こうお書きになっている。とすると、一方でまた、TPP については、今の判断からすると、お話をすると、どうもやっぱりセンシティブ品目についての配慮があり得るんだ

たいな話をすると、一体どこを向いておられるのかなという気がします。

ところで、二国間で交渉した部分がこれまでであるわけですね、それぞれの国々との間で。これについて、何だと、TPP に入って日本は関税撤廃について交渉に入るといったら、おれたちの二国間交渉も見直せという要求が出てくるといふふうにお考えになりませんか。その点はどんなふうになっているんですか。

副大臣（平野達男君）

何回も申し上げますけれども、日本は今、TPP の交渉にも参加していません。

それから、今の御質問は最恵国待遇みたいな状況に陥るのではないかということかと思えますけれども、TPP の交渉にも参加していない今我が国のこの状況の中で、そういったことに対してのああた、こうだというコメントはなかなかできにくいということは御察しいただけると思います。

山田俊男君

本当に平野さん、そんなこと言っているんだったらもっとこの問題についての進め方あるはずだよ。そんなことで大騒ぎして、農業者をいじめて、新聞にどんどん言われている。もうかなわないですよ。

さて、外務副大臣、松本さん、手挙がっていましたからお聞きしますが、TPP 参加国、準備国との間で、EPA 締結している国は六か国ありますね、我が国は。さて、その場合の関税の取扱いはどうなっているんですか。

副大臣（松本剛明君）

今、平野副大臣がお答えになったとおりでありまして、我が国はまだ TPP 交渉にそもそも参加をいたしておりませんので、その取扱いということは今お答えをすることはできません。

ただ、一点申し上げれば、TPP と呼ばれているものも、四か国で締結をしたものは既におっしゃったようにかなりの部分の関税を撤廃をするということで既に成立をした条約となっておりますが、九か国、五か国増えた九か国においてどのような TPP というものになるのかということはまさに今交渉中であるというふうに承知をいたしておりまして、それゆえに私どもとしても情報収集が必要であるということを申し上げているというふうに理解をしております。

山田俊男君

それじゃ、話変えて聞きますが、前原外務大臣が豪州へお行きになったということではありますが、前原大臣はオーストラリアで何ておっしゃってきたんですか。お聞きします。この農産物の扱いについて。

副大臣（松本剛明君）

私どもの方は、御承知のとおり、日豪はかねてから EPA の交渉を続けてきております。本年も四月に行つて以降は、先方も実は総選挙があつたりということで、政治日程等で最終は本年の四月が交渉だというふうに申し上げられると思ひますけれども、前原大臣の方からは、エマーソン貿易大臣に対しまして、今お取り上げをいただきました包括的経済連携に関する基本方針、政府が決定をした基本方針を踏まえて、日豪 EPA 交渉について交渉の妥結に向けた取組を加速したいということをお願いしたところでございます。

山田俊男君

今、極めて表面的なお話しか聞かないんだけど、しかし、前原さんが行つておられるわけだから、前原さんのことだから、間違いなく、すべての品目を自由化交渉対象とし、高いレベルの経済連携を、協定を作りましよう、こうおっしゃったんじゃないですか。どうなんですか。

副大臣（松本剛明君）

包括的経済連携に関する基本方針を御説明させていただいたということは今申し上げました。その中におっしゃったような文言が入っていることは御指摘のとおりでございます。

山田俊男君

ということは、中身についておっしゃっているわけでしょう。間違いなく、すべての品目を自由化交渉対象にしますと言つた途端に、これまでオーストラリアとの間で積み上げてきた交渉のすべてが失われるじゃないですか。そうでしょう。それはどうなんですか。

副大臣（松本剛明君）

先ほど申し上げたように、これまでの交渉を、四月にさせていただいたのから含めて、交渉を加速をさせてというのは、今までの交渉の中から、妥結に向けて交渉しているわけですから、私どもとしては妥結に向けて努力をしたいということをお願いしたところでございます。

山田俊男君

委員長、お願いですけど、前原大臣と豪州の大臣との間のどんなやり取りがあつたのかということをお是非委員会に提出してもらいたい、我々も是非見たいとい

うふうに思いますので、それ、注文しておきます。

委員長（主濱了君）

理事会で協議をいたします。

山田俊男君

ところで、TPP に参加すべく協議を開始するというふうな我が国の方針です、この基本方針ね、そうでしょう。それに対して、タイやインドネシアは反発しているというふうに一部の新聞が報道していますが、そういう意見は外務省、聞いていますか。

副大臣（松本剛明君）

各国からも、この基本方針については私どもとしては APEC でも各国と二か国間の会談等が行われた中でも高い評価を受けたというふうにお聞きをしております。

なお、TPP については、この基本方針においては、繰り返しになりますけれども、TPP 協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに関係国との協議を開始するというふうに申し上げており、それ以上でもそれ以下でもないというふうに理解をしております。

山田俊男君

協議を開始するといったって、中身はどんどん説明されていて、そして、すべての品目を自由化交渉の対象にしますよ、ましてや、TPP はどういう組織かといったら、それは関税の全撤廃を前提にした措置だよということがどんどん喧伝されている。そうすれば、一体タイとの間でどんな苦労をして二国間の交渉が進められてきたのか。インドネシアは、また同時に、二国間の交渉の中でもどんなふうに課題を抱えながらこれを締結してきたのか。そういう立場からすると、何だと、アメリカとの間で、ないしはオーストラリアとの間の TPP で、関税撤廃の流れの中で動くのかと、そうしたら一体我々の交渉は何だったんだと、もう一回交渉し直そうじゃないかという話になるんじゃないんですか、それは。だから聞いているんですよ。不満があるということをちゃんと新聞も報道しているし、私も承知しているわけです。どうなっているんですか。

副大臣（松本剛明君）

一般的には、当然各国若しくは、例えば ASEAN、EU もそうでありますけれども、

広域経済、広域の経済体と EPA ないしは FTA の交渉をする場合に当然それぞれの国の条件がありますから、すべての国が均一の条件で妥結をするわけではないことは当然であります。その意味では、おっしゃったように、相手によって条件が違う内容に、結論になることはあり得るわけでありまして、また率直に申し上げて、こういった経済連携交渉はそれぞれの国の利益が関与いたしておりますから、あらゆる形でそれぞれの利益の主張がある中で様々な機会をとらえて交渉を求めてくるということはあると思います。

御案内のとおり、我が国が結んだ EPA、FTA の交渉は見直し規定というものが入っておりますので、そういう意味では、一般論では様々な形で再交渉というのは必ず求めてこられるという部分はあることは、TPP 云々ということにかかわらず、それぞれの国の要求というのは出てまいります。それがまさに交渉であろうというふうに理解をしております。

山田俊男君

だから、再交渉を求めてくると思います。再交渉を求めてきたときに、日本は TPP に参加協議をやるということなんだろうということの中で議論が進むんですよ。だから、もう困難ですよ、これから。どこが交渉するのか分からないけど、大変な困難、混乱を何年も続けるということになるわけですよ。そのことを指摘しておきます。

ところで、委員長、お願いします。WTO の事務局長のラミーさんが APEC に出席されていたというふうに思いますが、ラミーさんが一体、我が国のこうした包括的経済連携に関する基本方針、さらには TPP への参加協議開始ということについて、一体どういう受け止めをされていたのかということは、外務省、聞いておられるんですか。

副大臣（松本剛明君）

ラミーさんの TPP への評価ということによろしいんですか。

山田俊男君

日本の姿勢に対する評価です。

副大臣（松本剛明君）

私どもは、日本のこの国を開くという姿勢については、多くの方々に御理解をいただいたというふうに思っております。なお、会見ではラミーさんは、TPP については WTO と直接は関係ないというふうにおっしゃったというふうに承知をしております。

山田俊男君

委員長、ラミーさん並びに WTO がこの問題についてどういう反応をしているかということが大変大事なことでありますので、外務省にその材料、多分集めていなかったら外務省じゃないですよ、ジュネーブの報告もあるんだから。その中できちっとラミーさんがどういう、ないしは WTO 本部がどういう受け止めをしているかということについて整理があれば、委員長、提出を求めますので、よろしくお計らいをお願いします。

委員長（主濱了君）

理事会で協議をいたします。

山田俊男君

ところで、農水大臣にお聞きしたいんですが、今後の WTO 交渉、これは再開されるかどうかなかなか見通しが立たない段階にあるかもしれませんが、しかし、このままで放置しておくということにはないはずであります。そうすると、今後の WTO 交渉に我が国はどんな姿勢で臨むのかということがあるわけです。

これまでは各国の多様な農業との共存ということで、だって、ヨーロッパの国々とも、それから G10 と言われる国々との間で連携強化を図ってきたわけでしょう。一体、今の包括的な経済連携方針の下で、かつまた、何度も言うようですが、TPP への参加協議開始というこの状況の中で、一体我が国はどんな理念を持って WTO 交渉に臨むということになるんですか、お聞きします。

国務大臣（鹿野道彦君）

WTO 農業交渉につきましては、今議員が触れられました多様な農業の共存というものを基本理念といたしまして、各国の農業が発展することができるような貿易ルールの確立を目指しておるということでございます。

そういう中で、今お触れになりました G20 や APEC 首脳会議におきまして二〇一一年が機会の窓とされたところでありまして、各種会合への参加等を通じて情報収集を行いながら、ドーハ・ラウンドの妥結に向けて食料輸入国としての主張を反映するべく努力をしてまいりたいと、こういうふうな考えであります。

山田俊男君

大臣、その方向で私はまあ賛成です。ところで、そのこととこの包括的な経済連携協定への基本方針との間で物すごい板挟みというか、どうにもならない困難をこれからかぶるんだと思うんです。ヨーロッパの国々もアジアの G10 の国々も、

今の日本を信用しませんよ、一体どういう国なんだ、この国はと。今度お行きになって交渉すればそういうことになるんだと思うんですよ。是非そのことを本当に腹に据えて、そして対応してもらいたいというふうに思います。

さて、ちょっと話変えまして、非関税措置について、二十四の作業部会を設けて、そして既参加国の協議がなされていると、TPP についてね、という資料があるわけですが、協議の内容をこれは把握しているんですか。これは平野さんのところですか、外務省ですか。

副大臣（松本剛明君）

今おっしゃったような情報があるということは承知をしておりますが、私ども自身としても、しっかりそのことを情報を得て皆さんに御説明できるようにするためにも情報収集に当たらせていただきたいと、このように思っております。

山田俊男君

現段階ではそれじゃ、内閣官房の資料に出ている、二十四の部会がありますよと、作業部会がありますよというそのレベルの情報しかないということですか。

副大臣（松本剛明君）

私どもとしては、TPP に関係をしている各国から様々な情報を得ることが使命でございますので、情報を得た上で内閣府、内閣官房などに上げておりますけれども、私どもが他国からいただいた情報で今皆様に申し上げられるものはそのような段階であるというふうに御理解いただいてよろしいかと思えます。

山田俊男君

アメリカとの間の協議がやっぱり一つの大きな山になると思うんです。それはそうですよ、オーストラリアを除きまして九か国の規模が圧倒的に違うんだもの、そうでしょう。そうなってくると、アメリカが一体これらのことについて何を言うてくるだろうかということは予測が付くでしょう。対日年次改革要望書があるでしょう、これは御存じですよ、だってホームページでちゃんと翻訳して出されているわけだから。そうしたことごと対象になるということは承知されているんじゃないですか。それとも、対日年次改革要望書とは全く違うものが出てくるという理解でいいんですか。

副大臣（松本剛明君）

先ほどもお答えをさせていただく機会を得られませんでした。再交渉の要求

というのは様々な形で出てくると、でもしかし、私どもは今、TPP に日本が関心を示しているから再交渉をしろという情報には接しておりません。

また、今米国については様々な要求が、これは交渉というか日米間の接触の中では様々な要求が米国から寄せられていることは承知をしておりますけれども、それに対して日本側も意見を述べる中で推移をしております。

そういう意味では、おっしゃった対日要求というのも一つの米国側の要求の表れというふうに理解をしておりますが、具体的に日米の経済の交渉をしていく中でどのような要求が出てくるかということは、我々としても様々なケースは想定をしておりますが、今具体的にまさにもし交渉をするとすれば、更に交渉をするとすればますます申し上げられないというふうには申し上げざるを得ないと思います。

なお、TPP については、おっしゃったように、米国は確かに非常に大きなウエートを占めておることも事実でありますけれども、他方でマルチの交渉であるということにもまた意味があると、このように考えておるところでございます。

山田俊男君

具体的な協議に入ったらますます申し上げられない、一体どういうことですか。そういうことを内々にして、そして何を判断させるんですか。参加、不参加についての判断も含めて、どういうつもりですか。

そして、この三番のところの農業はともかく、その次、人の移動ということがあって、規制制度改革という項目があります。ここには、だって、人の移動については、看護師、介護福祉士等の海外からの人の移動に関する課題にどう取り組むかということについて考えられているわけでしょう。これが課題になりますと言っているわけだ。さらには、規制制度改革についても、これらについては課題になるということを書いてあるわけですが、中身は書いてないにしても、項目として書いてあるわけじゃないですか。もう既にこういうことは当然予想が付くわけだからここに書いてあるんでしょう。ここまで書いておいて、それで具体策について分からない、一体これで何をしようとするんですか。

副大臣（松本剛明君）

もちろん、しかるべき、できるだけ国会に情報を提供していただいて、御審議をいただいて御判断をいただくべきものであるということは、私も国会に籍を置く一員として理解をしておるつもりでもございます。

ただ、先生には是非御理解をいただきたいのは、交渉である以上、それぞれが、どちらがどのようなカードを出すのか、また、こういうボールが来るということ

を予測をしているということを申し上げることそのものがどういうふう交渉に影響を及ぼすのかということをお考えをいただいて、今はまだ米国とそういった交渉をしているわけではありませんけれども、これから交渉をする場合もあるとすればということになるのかということで今申し上げているわけでございます。

山田俊男君

ちょっとやっぱりこの方針は、平野さんはさっきは参加するとも参加しないとも後で判断すると言っているけれども、そうじゃなくて、もう外にいる外務省なんかはもう交渉するつもりでやっているんですよ。だったら、きちっとそのことを言明してくださいよ。そして、情報はちゃんと出さなきゃ駄目だよ。出さなきゃ、だれがどんなふう判断できるんだよ。(発言する者あり)

副大臣(松本剛明君)

おっしゃるとおりで、交渉には入っておりません。

ですから、米国についても、今おっしゃったように、年次報告書とか米国から要求が出ていることは承知をしております。また、御案内のとおり、既にこれまでも様々な問題について米国から要請が出ている、それはいわゆる非関税障壁と言われるものも含めて。これは、TPP に我々がということに全くかわりなく、既に米国からいろいろ経済レベルの交渉で出ているということは我々も承知をしておりますし、交渉しておりますし、申し上げられる段階ではお話をさせていただいています。

ただ、TPP の交渉を行ったとしたら何を言ってくるのかということは、現段階では全く申し上げられる材料もありませんし、現段階で申し上げるべきものでもないと思っているということでございます。

なお、交渉になるとすればということで申し上げているわけでありまして、交渉につきましては先ほど平野副大臣がおっしゃったとおりだということを繰り返して申し上げさせていただきたいと思っております。

山田俊男君

経団連の米倉会長が八日の日に移民を積極的に受け入れるというような会見をされていて、それはもう物すごいショックな話ですよ。こんな形でだんだんだんだん増幅して話が進んでいくんですよ。もう大変なことになっちゃいますよ。基本方針をちゃんと出して、議論して、そして経団連等に対しても、二十四の非関税障壁のほとんどがあなた方の課題なんだよと、全部あなた方にこの問題の解決が迫られる話なんだよということをはっきりしてやらなきゃ駄目だよ。それじゃなかったら、本当にこの国はばらばらのひどい国になっちゃうよ。そのことを申

し上げておきます。

経産省の中山政務官、おいでになっているわけですが、EU との間では何が焦点になったかといったら非関税障壁なんですよ。そうでしょう。その点、覚悟のほどを聞かせてくださいよ。だって、この方針にも、EU との間にわざわざ、実は EU と交渉を進めるときは非関税措置は急がなきゃいかぬのだと書いてあるんだから。そうですね。

大臣政務官（中山義活君）

人の交流であるとか規制改革であるとか、又は知的財産の問題とか、いろいろあろうかというふうに思います。

私たち、EU の大変厳しい基準で、化学物質に対する基準であるとか、又は日本とは違う基準を日本に持ってくるというのは大変我々も危惧をしているところでありますが、ただやはり積極的に EU とも交渉していかないと、隣には韓国という国があり、EU とはどんどん進めているというようなこともありまして、私は積極的な進め方をしていかなければいけないと思っておりますので、今言った EPA でいった場合にはそれは当然やらなきゃならないことでございますので、EPA という形になれば当然非関税品目に関しても、品目というかそういうことに関しても、案件に関しても積極的に取り組むつもりであります。

山田俊男君

もう終わりますが、この非関税措置についてもっと情報を出して、そして経団連の皆さんにも、こういうことがあるんだよと、それから経団連だけじゃなくて地方の皆さんにも伝えて、さあどうするんだということをしなきゃ駄目だよ。そして、それは農業にだけ何かしわ寄せを、農業だけが問題だみたいな話で進むことについては全く納得できない、そのことをしっかり申し上げておきます。

それで、末松副大臣お見えでありまして、実は黒砂糖の表示問題について検討されているということでもありますけれども、これ、実態から懸け離れたりしちゃ駄目だから、適切に処理してもらわなきゃいかぬわけです。今、どんな検討になっているんですか。

委員長（主濱了君）

簡潔な御答弁をお願いします。

副大臣（末松義規君）

消費者庁で、まず黒糖、黒砂糖の関係の表示、取組を行っていきまして、黒糖の定義なんですけれども、言葉として、これは今年の三月に JAS 法の解釈通知にお

いて、黒糖とはサトウキビを搾ってそのまま固めたものということを示して、さらに十一月に、黒糖に粗糖等を加えて加工したものは名称として加工黒糖という表示にしまして、黒糖の用語を使用できないという旨を明らかにしました。

それで、あともう一つ表示で、黒糖の原料原産地表示というのがございまして、これについては、今年度末までに JAS 法に基づく品質表示基準というものを義務化すべく、今、消費者庁から消費者委員会に諮問という形でお願いをしているところでございます。もう少ししたらこの結論が出ます。

それから、御指摘の黒砂糖の定義につきまして、これはちょっとやや複雑でございまして、黒糖と同じようにサトウキビの搾り汁を原料とするものだけを黒砂糖と称すべきだという声がある一方で、黒糖以外の原料を使用しても広く黒砂糖と称してよいと考える消費者がございまして、これは消費者の間で認識が分かれております。

したがいまして、今年度末、この告示の改正をするものに間に合うように、今消費者の意識調査とかこういうことを行って、消費者がどういうふうに考えているか、これを明らかにしていく中でこの問題を処理していきたいと、こういうふうに考えております。

委員長（主濱了君）

時間が来ております。おまとめください。

山田俊男君

はい、そうですね。終わりますが、末松副大臣、大事な話だから余り早急にやらないで、改めて時間取ってその問題について議論してもらいたいというふうに思っております。

それから、委員長に申し上げますが、お願いします。TPP の話、かくのごとく重要な話なんで、是非委員会を随時もう精力的に開いていただきまして、我が国の方向を誤らないように是非していただきたい、これをお願いしておきます。

以上です。終わります。ありがとうございました。

以 上